

こども家庭相談センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四十八号

こども家庭相談センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

こども家庭相談センター所長に対する事務委任規則（平成十八年九月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一号ケ中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。